

令和 6 年 6 月 14 日
こども家庭部保育計画調整課

練馬区立高野台保育園民営化実施計画（案）の策定について

高野台保育園は、令和 4 年 3 月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和 4 年度・令和 5 年度）」および令和 6 年 3 月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和 6 年度～10 年度）」により、令和 7 年度に民営化することとしている。

このたび、民営化の具体的な取組を明らかにするため、「練馬区立高野台保育園民営化実施計画（案）」（以下「民営化実施計画（案）」という。）を策定したので、報告する。

1 民営化実施計画（案）

別紙のとおり

2 民営化実施計画（案）の検討経過

令和 6 年 4 月 12 日 練馬区立保育所民営化検討小委員会

5 月 22 日 練馬区民営化検討委員会

3 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年 6 月 策定

7 月 保護者説明会

12 月 令和 6 年第四回練馬区議会定例会に練馬区立保育所設置条例の一部を改正する条例案を提出

令和 7 年 4 月 民営化開始

別	紙	
---	---	--

練馬区立高野台保育園

民営化実施計画（案）

令和6年（2024年）6月

練馬区

目次

1	本計画の目的	1
2	高野台保育園の概要ならびに運営状況	1
	(1)事業の内容	1
	(2)建物の概要	2
	(3)施設運営の経緯	2
	(4)事業者評価	3
3	民営化の目的	5
4	民営化の実施内容	5
	(1)実施時期	5
	(2)民営化後の施設で提供するサービス	5
	(3)土地・建物に関する考え方	6
	(4)民営化後の運営経費に関して	6
	(5)民営化後の区の関与	6
5	民営化事業者	10
	(1)事業者の決定方法	10
	(2)候補事業者に提出を求める事業計画書	10
	(3)評価方法	10
	(4)公認会計士による団体の経営状態に関する評価	10
	(5)評価項目	11
6	民営化スケジュールの予定	12

1 本計画の目的

本計画は、令和4年3月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画[実施計画]令和4年度（2022年度）・5年度（2023年度）」および令和6年3月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画[実施計画]令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）」（以下「総合管理計画[実施計画]」という。）に基づき、高野台保育園の民営化の具体的な取組を明らかにするため定めるものです。

2 高野台保育園の概要ならびに運営状況

高野台保育園は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設です。

(1) 事業の内容

「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）および「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）等の規定に基づき、つぎの内容で運営しています。

【定員および在籍】

単位：人

クラス	0歳		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	100日以上	8か月以上						
定員	6	6	20	20	20	23	24	119
在籍	6	5	20	20	20	23	24	118

※定員および在籍は、令和6年4月1日現在

【基本保育時間】

年齢	基本保育時間
0歳8か月未満まで	午前8時30分から午後5時まで（8時間が限度）
0歳8か月から	午前7時30分から午後6時30分まで

【延長保育】

年齢	延長保育時間
1歳から	朝：午前7時から午前7時30分まで 夕1：午後6時30分から午後7時30分まで 夕2：午後6時30分から午後8時30分まで

(2) 建物の概要

施設は2階建てで、保育園単独施設となっています。

項目	内容
所在地	高野台三丁目25番17号
建築年月	平成6年9月
土地面積	2,023.11㎡
建物面積	990.37㎡
構造	鉄筋コンクリート造（地上2階）
所有状況	土地・建物ともに区所有

(3) 施設運営の経緯

高野台保育園は、昭和45年8月に区立下石神井第二保育園として開園しました。平成6年度に園舎改築に伴い現在の場所へ移転し、名称を高野台保育園に変更しました。

直営で運営していましたが、平成23年4月から「社会福祉法人尚徳福祉会（以下「尚徳福祉会」という。）に運営業務を委託しました。現在まで3回、委託契約を更新し、同法人による運営は14年目になります。

【委託事業者の概要】

項目	内容
法人名	社会福祉法人 尚徳福祉会
所在地	鳥取県米子市榎原1889番地6
設立年	平成8年
団体の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。

項目	内容																
活動内容	1. 病児保育事業の経営 2. 保育所の経営 3. 一時預かり事業の経営 4. 生活困窮者に対して無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業を行う介護老人保健施設の経営 5. 老人福祉センターの経営 6. 放課後児童健全育成事業の経営 7. 小規模保育事業の経営 8. 幼保連携型認定こども園の経営 9. 地域子育て支援拠点事業の経営																
運営施設数	32施設（東京都ほか3県で運営） ・うち12施設は、横浜市、川崎市、中野区、杉並区から移管を受けた民営化施設 ・うち4施設は練馬区、東京都、および鳥取県南部町から運営業務を受託した施設 <table border="1" data-bbox="612 875 1386 1249"> <thead> <tr> <th data-bbox="612 875 1147 920">施設類型</th> <th data-bbox="1147 875 1386 920">施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="612 920 1147 965">認可保育園・認定こども園</td> <td data-bbox="1147 920 1386 965">21</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 965 1147 1010">学童保育施設</td> <td data-bbox="1147 965 1386 1010">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 1010 1147 1055">小規模保育園</td> <td data-bbox="1147 1010 1386 1055">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 1055 1147 1099">事業所内保育所</td> <td data-bbox="1147 1055 1386 1099">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 1099 1147 1144">介護老人保健施設</td> <td data-bbox="1147 1099 1386 1144">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 1144 1147 1189">病児看護センター</td> <td data-bbox="1147 1144 1386 1189">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 1189 1147 1234">合計</td> <td data-bbox="1147 1189 1386 1234">32</td> </tr> </tbody> </table>	施設類型	施設数	認可保育園・認定こども園	21	学童保育施設	5	小規模保育園	3	事業所内保育所	1	介護老人保健施設	1	病児看護センター	1	合計	32
施設類型	施設数																
認可保育園・認定こども園	21																
学童保育施設	5																
小規模保育園	3																
事業所内保育所	1																
介護老人保健施設	1																
病児看護センター	1																
合計	32																
基本金	31,821,121円																
職員数	868名（令和5年3月1日現在・非常勤を含む。）																

（4）事業者評価

委託期間中に実施した、最新の令和5年度の評価結果は良でした。

また、東京都の福祉サービス第三者評価も定期的に受審しており、令和4年度の運営状況等について、良好であるとの評価を得ています。

区立高野台保育園 令和5年度事業者評価委員会評価結果

評価項目および評価の視点	評価	評価理由・改善すべき点等
1 組織体制 (1) 練馬区情報セキュリティポリシー、個人情報保護条例および情報公開条例に準拠した規程を設け、必要な措置を講じているか。 (2) 労働基準法、労働安全衛生法、育児・介護休業法等、労働環境に関する法令等を遵守しているか。 (3) 利用者への人権への配慮および基本的な人権の認識ができていないか。法令等を遵守しているか。 (4) 練馬区環境マネジメントシステムの趣旨を踏まえた業務を行っているか。	優	(1) 区の「情報セキュリティ研修」を全職員に実施するなど、区立委託園として必要な措置を講じている。 (2) 公設民営の園であり、規程や必要な措置が講じられている。就業規則、福利厚生に係る規則もきちんと整備されている。 (3) 様々な法令等を遵守する姿勢を示し、それに応じた規程を設けるなど、組織として必要な措置を講じている。 (4) 環境学習を取り入れる等、環境マネジメントへの配慮もうかがえる。
2 施設運営体制 (1) 保育園に対する事業者としてのサポート体制は確立されているか。 (2) 現場での問題を法人全体でサービス向上にむけ改善できる体制があるか。 (3) 計画的に職員研修を行うなど、職員の育成に努めているか。 (4) 苦情処理の規程と体制を整備し、苦情の際に適切かつ迅速に対応ができていないか。 (5) 保育計画の振り返り、改善の取組や職員間の共有ができていないか。 (6) 保育内容、行事への取組が適切か。 (7) 健康管理・保健業務・健康教育の取組が適切か。 (8) 障害児保育や児童虐待防止等に関する取組は適切か。 (9) 離乳食、食物アレルギーへの取組は適切か。 (10) 給食の提供、衛生管理の取組は適切か。 (11) 園長が運営全般を把握し、リーダーシップを発揮しているか。 (12) 東京都福祉サービス第三者評価の結果は良好か。	良	(1)、(2) 保育アドバイザー(エリアマネージャー)が園訪問や職員の個別相談に応じている。相談体制など法人のサポート体制は、しっかりできている。一方、保育アドバイザーである前園長がこれまでの実態を把握しているという前提で進められている。新たな事案、突発的な事象が起こった際にも対応できる充実したサポート体制が望まれる。 (3) 職員研修は外部研修、法人内研修、区の研修、園内研修と受講の機会を設けている。法人内研修を積極的に行うなど、非常勤職員も含めて研修体制を回っている。 (4) 苦情解決体制は、園長・副園長が窓口となるほか、第三者委員のお知らせを掲示。常時意見箱を設置し、毎年保護者アンケートを実施するなど、苦情や保護者意見を受け取る姿勢が見られた。 (5) 保育所の評価・保育士の自己評価・自己チェックリストの実施をしている。保育の質の向上、職員の資質・能力の向上を目指して、計画的な研修の実施、自己評価の取り組みが望まれる。 (6) 保育計画はPDCAサイクルを実行し、小学校教育との連続性を意識している。幼児のあそび会・年長児の荒馬・0歳児～5歳児クラスまでのリズム遊び・竹馬等を取り入れている。 (7) 行事後、保護者から感想をもらうことや年間事業が表にまとめ分かりやすいが、保護者参加行事は印を明記した方がよい。季節の行事に関する作品は、どの年齢も子どもが経験する内容がほぼ一律であった。 乳幼児の発達を見通した保育内容、行事への取り組みとなるよう学ぶ必要がある。 (8) 看護師による子どもへの保健教育、栄養士・職員による食育の取り組みがある。 (9)、(10) 食事に係る全般的な取り組みは行っている。食事提供には力を入れている様子が、ヒアリングからもうかがえた。アレルギーへの対応は、手順がきちんとしている。 (11) 園長は就任2年目で、前園長であるエリアマネージャーのサポートを受けている。今後、自身がリーダーシップを発揮することを期待する。カリキュラムマネジメントに関する研修、組織マネジメントに関する研修を積むことが望ましい。 (12) 東京都福祉サービス第三者評価の結果は良好で、利用者アンケートでは97.3%が満足している状況。活動・食事・信頼関係・接遇・気持ちの尊重・プライバシーの要となる箇所が90%以上の保護者満足度である。
3 施設の維持管理・安全性への配慮 (1) 施設、設備面の事故防止・安全対策。防災対策の内容は適切か。 (2) 事故防止等の対策が全職員に周知される仕組みを作っているか。 (3) 危機管理マニュアルに基づく緊急時の対応は適切か。	良	(1) 危機管理マニュアルは整備されている。また、見守りカメラの設置など、設備面で一定の対策はなされている。一方、室内の整理・整頓の状況から、日常的な防災意識に若干不安を感じた。日常からの意識を高めるように期待する。 (2) 7時から20時半まで保育を行っている。事故防止対策、防犯設備のさらなる徹底、管理職と事業者の危機管理意識の向上が望まれる。 (3) 「危機管理プロジェクト」を設置し、防災などの必要な対策の検討、実践に取り組んでおり、第三者評価でも特に良い点として評価されている。
4 効率的な管理運営 (1) 職員配置・勤務体制・採用計画が適切か。 (2) 業務委託期間中に雇用の安定が図れていたか。 (3) その他効率的・効果的な施設運営に係る取組が行われているか。	良	(1) 採用に関して、法人として様々な工夫をし、現状は適切な人員配置がなされている。一方、採用計画に関する事業者の回答は、曖昧な印象が残る。強化が望まれる。職員配置は、契約で定める以上の職員配置がされている。 (2) 定期異動などはあるものの委託期間中は安定した雇用がされている。 (3) 園運営に対する保護者の理解は得られている。今後、ICTをさらに活用し、作業の効率化や保護者との情報共有を図るなどの取組を期待する。
5 地域特性に応じた管理運営 (1) 地域との連携、交流に関する取組が適切か。 (2) 家庭との連携、保護者との信頼関係を築くための取組が適切に行われているか。 (3) その他事業者独自の取組は適切か。	優	(1) 園、事業者ともに地域交流への考え方は適切である。 (2) 家庭との連絡、連携を特に大事にし、保護者ニーズを受け止め信頼関係を築くための努力をしている。園だより・日々の様子を映像を使い配信するなど保護者と保育を共有し、安心して預けられるよう努めている。 (3) ヒアリング時に説明を受けた給食の工夫など、今後の独自事業に期待する。
6 地域への貢献 (1) 地域の保護者への子育て支援は適切か。 (2) 区民雇用・区内事業者の活用に努めているか。	良	(1) 「練馬こどもカフェ」、親子遊び、離乳食づくりなど様々なプログラムで地域との交流・子育て支援を実践している。地域の保護者への子育て支援への思いはあるが、コロナ禍の影響も残っている様子。ただし、過去の評価から、コロナ禍でも工夫をしながら地域交流を行ったことは確認できる。 (2) 非常勤職員は、ほぼ区内在住者であるなど区内雇用に努めている。地元野菜などの活用に努めてほしい。
7 過去の業務委託期間中の運営評価 (1) 過去の委託期間中の運営評価は良好か。 (2) 過去、指摘があった事項について改善が認められるか。	優	(1) 過去の評価はいずれも良好である。 (2) 指摘事項について、率直に改善しようとする姿勢はある。翌年度の評価結果から改善されていることが確認できる。
総合評価	(講評) ・法人組織として、必要な規定の整備や園へのバックアップ体制はある。 ・園運営に関しては、家庭・保護者との信頼関係の構築の努力や地域の子育て支援の実践などは高く評価できる。 ・過去の委託期間中の評価も良好であり、継続的に良好な運営が行われている。 ・現園長は在任期間が短い中で、前園長であるエリアマネージャーや法人のバックアップを受けながら、安定した園運営を行っている。今後は、園長自身が指導力を深め、園長としての思いをさらに温め、職員と一緒に園づくりを行うことを期待する。 ・今後、各項目についての指摘事項について真摯に受け止め、運営に活かしていくことを期待する。 ・総じて委託期間中の総合評価は良好であると判断する。	良

3 民営化の目的

総合管理計画[実施計画]では、民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われ、サービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設については、民営化に取り組むこととしています。

保育園についても、業務委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われ、運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化の協議を進めることとしています。

今後、区民ニーズの変化に応じてサービスをより充実させていくことが求められます。そのため、事業者が自らの創意工夫を柔軟、迅速にサービスに反映できる体制にしていかなければなりません。また、施設は利用者と直接深く関わる対人サービスを提供するため、人材の確保・育成が重要となります。人材の育成にあたっては、長期的視点を持ち、計画的に取り組む必要があります。

このため、委託期間に限定されることなく、継続して事業者が保育運営を担い、自らの責任でサービス内容を充実できるよう、高野台保育園は令和7年度に民営化することとしました。

4 民営化の実施内容

(1) 実施時期

令和7年4月1日

(2) 民営化後の施設で提供するサービス

高野台保育園は、民間委託開始時に、区立直営園と同等の職員配置を行ったほか、障害児保育拡大など、保育サービスを充実しました。

民営化後も、延長保育、障害児保育、地域交流事業等の保育サービスを維持します。加えて、民間事業者としての創意工夫により、障害児の延長保育を実施する等、自らの責任でサービス内容を充実することや、保護者ニーズへの柔軟な対応を行っていきます。

なお、民営化後の定員については、民営化後の運営に関する事業者の意向や、現状の石神井地域での保育需要を踏まえ、下表のとおりとします。

【民営化後の定員】

単位：人

クラス	0歳		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	100日以上	8か月以上						
定員	6	6	20	20	20	20	20	112
内、障害児	※枠を設けずに、受入を拡充							

(3) 土地・建物に関する考え方

施設維持管理における運営事業者の主体性を高め、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地を無償貸付（30年間）、建物を無償譲渡とします。

事業者が建物を所有し、建物譲渡と土地貸付を無償とすることで、事業者が大規模改修等を行う際の積立をやすくします。それでもなお、大規模改修等にかかる経費が不足する場合、積立が出来なかった期間（区立園として運営）を考慮し、区が補助することを検討します。

また、日常的な修繕も事業者が行い、経費も事業者負担となります。

(4) 民営化後の運営経費に関して

民営化後、維持修繕費、光熱水費は事業者負担となります。延長保育料は、事業者の直接収入となります。事業者は区補助金のうち、弾力運用（※）が認められている補助金から、経営努力により改修等の積み立てを行うことが出来るようになります。

※ 弾力運用：適切な施設運営の確保に関する要件を満たした場合に、修繕積立金等へ委託費を充当することが認められる。

(5) 民営化後の区の関与

① 運営費の補助

民営化は、他の私立認可保育所と同様に、運営経費について区が補助を行います。財源として、国および東京都から交付される補助金を活用します。

現在、区は高野台保育園の運営業務委託料として、年間約2億4,900万円を支出しています。財源の内訳は、保育料が約2,500万円、残りの約2億3,200万円は区が負担しています。（令和5年度実績ベース）

民営化後の定員（112名）で試算した場合、約2億3,800万円を区が事業者に支出しますが、新たに国および東京都から区に対して補助金が交付されます。

■ 民営化後の試算

(1) 民営化前（定員123名）

区立施設のため、区は事業者に対し、運營業務委託料を支払っています。



※運營業務委託契約による（令和5年度実績ベース）

(2) 民営化後（定員112名）

民間施設のため、区は事業者に対し、運営経費を補助します。



※ 国が定める令和5年度の公定価格等に基づく試算



民営化後は、新たに国および東京都から、
区に対して補助金が交付されます。

② 協定の締結

民営化にあたり、施設運営に係る以下の内容を含む協定を新たに締結します。協定には、民営化後の保育サービスについて、区が求める内容を盛り込みます。

延長保育、地域交流事業等の、委託期間中の保育サービスを維持するほか、区立園と同様に、災害発生直後には一時的に避難する場所として地域住民の受入れを行います。

障害児の受入れを拡充し、障害児の延長保育を行います。また、医療的ケア児の受入れを開始するなど配慮が必要な児童に対するサービスを充実します。

事業者の創意工夫による保護者ニーズへの対応について、今後、事業計画書等で提案を受ける内容を協定に盛り込みます。

また、サービス提供に必要な職員配置を確保・維持することを運営条件とします。

協定の内容は必要に応じて、区と民営化事業者とで協議を行い、見直します。

【主な協定の項目】

- (1) 土地・建物に関する基本的な考え方
- (2) 指定用途
- (3) 運営経費の補助
- (4) 運営条件
- (5) 保育事業
- (6) 実地調査
- (7) 物品の譲渡
- (8) 事業の廃止
- (9) 協定の変更・失効

③ 巡回支援

児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針に基づき、区内の保育施設が、乳幼児の健やかで安全な生活の場となるために、保育の質の向上と保育事故の防止、子どもの人権擁護等を目的とし実施します。民営化当初は実施回数を増やします。

※ 東京都および練馬区が行う「指導検査」とは位置づけが異なります。
指導検査・評価を行うものではありません。

(1) 巡回訪問による確認

区職員が訪問し、保育の様子、保育室内の状況等を確認します。

散歩や保育室で遊んでいる様子・食事の様子、転倒・落下防止策など安全対策、遊びの環境、衛生管理などを確認します。

(2) 書類による確認

区職員の訪問時、園から次の書類提出を求めます。安全計画（事故対応簿、ヒヤリハット記録、睡眠観察表、散歩確認表、避難訓練計画、実施記録など）、人権擁護、給食調理などを確認します。ICT化されている書類は、タブレット等の画面上で確認します。

(3) 園長からの聞き取りによる確認

区職員が、園長から運営状況を聞き取りします。不適切な保育が行われていないか、職員育成について、保護者対応の状況などを確認します。

④ 指導検査

東京都が児童福祉法（認可制度）に基づき指導検査を実施しています。

平成27年4月の子ども・子育て支援法施行に伴い、特定教育・保育施設の指導監査の権限が区市町村に付与されたことにより、区は特定教育・保育施設に対して、子ども・子育て支援法（認可制度）に基づく指導検査を実施しています。このため、保育所は児童福祉法の認可保育所として都の指導検査を受けるほか、特定教育・保育施設として区の指導検査を受けることになっています。

区では、「練馬区特定教育・保育および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」の他、児童福祉法、子ども・子育て支援法等の関係法令に照らし、施設の適正かつ円滑な運営および保育サービスの質の確保ならびに施設型給付費（委託費）等の適正化を図ることに主眼を置いて指導検査を実施しています。

指導検査の実施形態としては、一般指導検査と集団指導があり、一般指導検査は、施設種別ごとに日程を定め、施設または当該施設を運営する法人等の事務所に赴き実施しています。集団指導は、指導対象となる施設を選定し、運営に関する基準、指導事例等について動画配信等の方式で実施しています。

その他、条例、法令等に違反し、その運営が著しく適正を欠くために施設等の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑われる場合等には特別指導検査を実施することもあります。

5 民営化事業者

(1) 事業者の決定方法

「2 高野台保育園の概要ならびに運営状況」に記載のとおり、現在の委託事業者である尚徳福祉会のこれまでの運営状況を良好であると評価しています。このため、現在の委託事業者である尚徳福祉会を候補事業者として協議を進めます。

尚徳福祉会は、高野台保育園の民営化に当たり、事業計画書を作成し、法人の経営状況等が確認できる書類とともに区に提出します。

尚徳福祉会より提出された事業計画書等で民営化後の運営等の考え方を確認し、民営化事業者として決定します。

(2) 候補事業者に提出を求める事業計画書

運營業務委託事業者の選定に準じて、民営化事業者を選定するために、法人の経営状況、施設の運営実績や収支状況が確認できる書類とともに、事業計画書の提出を求めます。

事業計画書では、今後の資金計画や施設の維持管理・安全性への配慮等の基本的事項に加え、事業者の創意工夫によるサービス向上に関する提案を求めます。

【事業計画書の項目】

- (1) 資金計画（利用料・補助金などの収入、人件費・運営費などの支出）
- (2) 効率的運営・効率化への取組
- (3) 法人の組織体制
- (4) 運営実績
- (5) 第三者評価結果
- (6) 施設運営体制・職員配置
- (7) 運営経験を生かした取組（サービス水準の維持および向上の考え方等）
- (8) 施設の維持管理・安全性への配慮
- (9) 保育内容に関する各種計画
- (10) 地域への貢献
- (11) その他、自主事業等の提案

(3) 評価方法

- ① 評価は、評価項目ごとに民営化に適切な団体が確認を行います。評価項目ごとの評価をもとに総合評価を行います。
- ② 民営化検討小委員会として評価を行い、民営化検討委員会に報告します。民営化検討委員会は民営化検討小委員会の評価結果について審議し、最終評価を行います。

(4) 公認会計士による団体の経営状態に関する評価

団体の経営状態については、公認会計士による評価を行い、その評価結果を踏まえて民営化検討小委員会および民営化検討委員会として評価します。

(5) 評価項目

民営化事業者の決定にあたっては、以下の評価項目により、候補事業者を審議・評価します。

	評価項目	評価基準	
団 体 審 査	1 経営状態	(1)収益性 (2)安定性・持続性 (3)合理性 (4)効率性 (5)経営自立性	
	2 組織体制	(1)個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2)情報公開の取組 (3)法令等の遵守(労働関係法令の遵守を含む。)に対する法人の取組 (4)法人運営の基本理念 (5)法人役員の経歴、理事会等の組織の適切な機能	
	3 運営実績	(1)認可保育園運営の実績 (2)利用者等への対応(人権に配慮した対応、接遇に関する取組等) (3)第三者評価結果	
提 案 審 査	4 施設運営体制	(1)現在のサービス水準の維持および向上のための具体的提案 (2)職員配置(資格・経験含む)、勤務体制が適切か (3)雇用形態、賃金体系、福利厚生は適切か (4)研修体制が適切か。研修内容および結果を実践にどう生かしているか。 (5)事故防止・安全・防災対策の取組および周知 (6)個人情報の適切な管理 (7)苦情対応の体制および対応策 (8)施設の運営に対する法人のサポートと体制	
	5 運営経験を生かした取組	(1)当該施設の委託事業者として培ったノウハウを生かした今後の取組	
	6 施設の維持管理・安全性への配慮	(1)日常的な点検体制 (2)災害その他緊急時の危機管理体制 (3)管理上の不具合や問題の区への報告体制	
	7 保育内容	(1)保育理念、保育目標が適切か。保護者・職員へ周知されているか。 (2)保育計画、行事等の取組が適切か (3)保育計画の振り返り方法、改善の取組や職員間の共有 (4)保育士および保育所の自己評価の取組 (5)健康管理・保健業務・健康教育の取組 (6)障害児保育に関する取組、児童虐待への対応の取組 (7)医療的ケア児受入れの取組 (8)特別保育事業に関する取組 (9)家庭との連携、保護者との信頼関係を築くための取組 (10)離乳食、食物アレルギーへの取組 (11)食材の調達、衛生管理の取組 (12)地域との連携・交流に関する取組 (13)園長候補者の経験、実績 (14)その他、法人独自の取組	
	8 地域への貢献	(1)区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む) (2)区内事業者の活用	

6 民営化スケジュールの予定

時期	主体	項目
令和6年4月	民営化検討小委員会	民営化実施計画（案）を審議、 民営化検討委員会に報告
令和6年5月	民営化検討委員会	小委員会の報告を受け、 民営化実施計画（案）を審議
令和6年6月	練馬区	民営化実施計画（案）を議会報告
令和6年7月	事業者	区に事業計画書等を提出
令和6年9月	民営化検討小委員会	事業計画書等を踏まえ、民営化候補事業者を 評価・審議し、民営化検討委員会へ報告
令和6年11月	民営化検討委員会	小委員会の報告を受け、民営化事業者について 審議する
令和6年12月	練馬区	練馬区立保育所設置条例の一部を改正する条例を議会に提出。建物の無償譲渡についての議案を議会に提出。
		民営化事業者、施設運営に関する基本協定（案）について議会に報告
令和7年3月	練馬区	土地の無償貸付契約、建物の無償譲渡契約の締結
令和7年4月	事業者	民営化開始

練馬区立高野台保育園民営化実施計画（案）

令和6年（2024年）6月

発行 練馬区教育委員会事務局 こども家庭部 保育計画調整課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 本庁舎11階

電話 (03) 3993-1111（代表）

F A X (03) 5984-1220

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp/index.html>